

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	田中建設株式会社	（代表取締役社長 木下 弘行）
	法人番号	6380001016588
住 所	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町48	

2. 措置期間

平成 30 年 10 月 29 日 ～ 平成 31 年 1 月 28 日 （ 3 か月 ）

なお、当該人は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第4条第2項第1号に該当し、措置期間を2倍としている。

3. 事実概要

当該人が田中・五大特定建設工事共同企業体の代表者として施工した、相双建設事務所発注、道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）（工事番号第16-41370-0411号）において、コンクリート法枠工の吸出防止材が出来形不足だったため、竣工検査で不適合となり、修補を命じられた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の2（過失等による粗雑工事）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の2】

措 置 要 件	期 間
<p>（過失等による粗雑工事）</p> <p>2 県発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
 福島県福島市杉妻町2-16
 （電話）024-521-7899